

解散公告(第一回)
 当社は昭和四十九年十月一日商法四〇六条の三第一項により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
 平成十四年四月三十日
 東京都世田谷区赤堤一丁目一九七番地小
 佐野建設株式会社 清算人 花崎 浜子
 連絡先 東京都中央区銀座六丁目二番
 一五号西山ビル五階

解散公告(第一回)
 当社は平成十四年四月五日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
 平成十四年四月三十日
 東京都港区赤坂六丁目一九番五四号
 株式会社エイエスエー赤坂サービス
 テーション 清算人 前田 之雄

解散公告(第一回)
 当社は平成十四年四月二十三日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
 平成十四年四月三十日
 東京都目黒区中根二丁目二番一号
 株式会社エム・アル・システム研究所
 代表清算人 遠藤 一郎

解散公告(第一回)
 当社は平成十四年三月二十五日開催の臨時株主総会の決議により同年三月三十一日をもって解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
 平成十四年四月三十日
 愛知県小牧市東三丁目一番地
 株式会社ティールアイヒューテック
 代表清算人 棚橋 達也

解散公告(第一回)
 当社は平成十四年三月二十九日開催の臨時株主総会の決議により、平成十四年三月三十一日付で解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
 平成十四年四月三十日
 北九州市門司区大字恒見一三二番地の四
 北九州小野田セメント株式会社
 清算人 熊谷 俊一

解散公告(第一回)
 当社は平成十四年四月二十六日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
 平成十四年四月三十日
 神戸市東灘区魚崎西町三丁目四番三三
 青鵬港湾建設株式会社
 清算人 並河 一夫

解散公告(第一回)
 当社は平成十四年三月二十日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
 平成十四年四月三十日
 広島県福山市南松永町四丁目九番七号
 松永産業株式会社
 代表清算人 佐々木俊彦

解散公告(第一回)
 当法人は、平成十三年八月六日開催の理事会の議決並びに平成十四年三月十四日山口県教育委員会の許可により平成十四年三月十八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。
 平成十四年四月三十日
 山口県下松市大手町三丁目三番三三
 財団法人下松市教育振興財団
 代表清算人 岡本 文男

解散公告(第一回)
 当社は平成十四年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
 平成十四年四月三十日
 茨城県常陸太田市木崎一丁目一七二六番地の四
 株式会社ミスタービルド茨城
 清算人 菊池 保裕

解散公告(第一回)
 当社は平成十四年四月一日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載(平成十四年四月二十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
 平成十四年四月三十日
 東京都江東区有明三丁目一番二五号有明フロンティアビルA棟八階
 ロイヤル・エクスチェンジ・アッシュア
 ランス日本支店
 日本における代表者 治田 秀夫

解散公告(第一回)
 当社は平成十四年三月二十五日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
 平成十四年四月三十日
 茨城県日立市東多賀町一丁目一番一号
 株式会社日立多賀エレクトロニクス
 清算人 松岡 慎二

解散公告(第一回)
 当社は平成十四年三月二十五日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
 平成十四年四月三十日
 栃木県那須郡馬頭町大字馬頭一六番地五
 株式会社CTB
 代表清算人 白寄 暹

解散公告(第二回)
 当社は平成十四年四月八日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載(平成十四年四月八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
 平成十四年四月三十日
 栃木県那須郡馬頭町大字馬頭一六番地五
 株式会社CTB
 代表清算人 白寄 暹

解散公告(第二回)
 当社は平成十四年四月八日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載(平成十四年四月八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
 平成十四年四月三十日
 栃木県那須郡馬頭町大字馬頭一六番地五
 株式会社CTB
 代表清算人 白寄 暹

解散公告(第二回)
 当社は平成十四年四月八日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載(平成十四年四月八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
 平成十四年四月三十日
 栃木県那須郡馬頭町大字馬頭一六番地五
 株式会社CTB
 代表清算人 白寄 暹

解散公告(第二回)
 当社は平成十四年三月二十九日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載(平成十四年四月二十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
 平成十四年四月三十日
 茨城県常陸太田市木崎一丁目一七二六番地の四
 株式会社ミスタービルド茨城
 清算人 菊池 保裕

解散公告(第二回)
 当社は平成十四年三月二十九日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載(平成十四年四月二十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
 平成十四年四月三十日
 茨城県常陸太田市木崎一丁目一七二六番地の四
 株式会社ミスタービルド茨城
 清算人 菊池 保裕

解散公告(第二回)
 当社は平成十四年三月二十九日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載(平成十四年四月二十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
 平成十四年四月三十日
 茨城県常陸太田市木崎一丁目一七二六番地の四
 株式会社ミスタービルド茨城
 清算人 菊池 保裕

解散公告(第二回)
 当社は平成十四年三月二十九日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載(平成十四年四月二十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
 平成十四年四月三十日
 茨城県常陸太田市木崎一丁目一七二六番地の四
 株式会社ミスタービルド茨城
 清算人 菊池 保裕

解散公告(第二回)
 当社は平成十四年三月二十九日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載(平成十四年四月二十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
 平成十四年四月三十日
 茨城県常陸太田市木崎一丁目一七二六番地の四
 株式会社ミスタービルド茨城
 清算人 菊池 保裕

解散公告(第二回)
 当社は平成十四年三月二十九日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載(平成十四年四月二十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
 平成十四年四月三十日
 茨城県常陸太田市木崎一丁目一七二六番地の四
 株式会社ミスタービルド茨城
 清算人 菊池 保裕

解散公告(第二回)
 当社は平成十四年三月二十九日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載(平成十四年四月二十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
 平成十四年四月三十日
 茨城県常陸太田市木崎一丁目一七二六番地の四
 株式会社ミスタービルド茨城
 清算人 菊池 保裕

解散公告(第二回)
 当社は平成十四年三月二十九日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載(平成十四年四月二十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
 平成十四年四月三十日
 茨城県常陸太田市木崎一丁目一七二六番地の四
 株式会社ミスタービルド茨城
 清算人 菊池 保裕

解散公告(第二回)
 当社は平成十四年三月二十九日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載(平成十四年四月二十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
 平成十四年四月三十日
 茨城県常陸太田市木崎一丁目一七二六番地の四
 株式会社ミスタービルド茨城
 清算人 菊池 保裕

解散公告(第二回)
 当社は平成十四年三月二十九日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載(平成十四年四月二十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
 平成十四年四月三十日
 茨城県常陸太田市木崎一丁目一七二六番地の四
 株式会社ミスタービルド茨城
 清算人 菊池 保裕

解散公告(第二回)
 当社は平成十四年三月二十九日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載(平成十四年四月二十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
 平成十四年四月三十日
 茨城県常陸太田市木崎一丁目一七二六番地の四
 株式会社ミスタービルド茨城
 清算人 菊池 保裕